

そらぞら

2007.9

No. 22



ジェネシスオブエンターテイメントの車いすダンス
(7ページ「NPO・草の根活動」)

もくじ

特集

2 働く人の人権を考える

佐々木さん(大阪府総合労働事務所)／川人博さん(弁護士)

4 人権随想 働く人の人権を考える

福原宏幸さん(大阪市立大学)

6 このひと 釜ヶ崎から社会の矛盾と差別の構造を迫る 山田寛さん(特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構)

7 NPO・草の根活動 交野市ボランティアグループ連絡会手話「さつき」 ジェネシスオブエンターテイメント

8 人権相談の現場から 「労働に関する相談」

9 シリーズ 人権尊重スキルを磨く「会議のファシリテーション講座」② ちよんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

10 大阪府では… おおさか社内人権研修サポートセンター 人権啓発ビデオのご案内／「ゆまにてなにわ」

11 お知らせ

12 まちを歩く【第18回】 原爆詩人 峠三吉 顕彰詩碑(豊中市)

人権啓発詩 きっと誰かが

働く人の人権を考える

派遣社員や契約社員、パート・アルバイトなどのいわゆる非正規雇用が雇用者全体の3分の1を超えるなど、働き方が多様化しています。その中で、過労死・過労自殺の増加やニート・フリーター、低賃金のワーキング・プア、野宿生活者の問題など、働く人の人権が脅かされる問題が起こっています。今日のように労働形態が多様化する中で、働く人として守られるべき人権について考えます。

労働の権利を守り、信頼関係を築く

昨年度は過去最高の相談件数を記録

私たちのもとへは、府民のみなさんからさまざまな労働相談が寄せられます。2006(平成18)年度は12,966件

と過去最高の相談件数を記録しました。相談内容は、「解雇・退職勧奨」が1,765件と最も多く、「賃金未払い」が1,039件、「労働契約」が1,006件と続きます。「いじめ」や「セクシュアルハラスメント」など精神的に深刻な影響を及ぼす内容の相談が前年度より約2割も増加しています。た

だし、必ずしも労働環境が悪化しているというわけではなく、働く人たちの意識として労働条件や働く人の人権に対する関心が高まっているという側面もあると思います。

就労状況別では、正社員からの相談が全体の半分以上を占め、一方で、いわゆる非正規雇用の人からの相談が28.5%と増えています。パートやアルバイトの人からの相談は前年度より3割以上増えました。業種別では、サービス業に従事している人からの相談が全体の約半数を占めています。

労使関係は本来、対等な立場

労働契約は法律行為であり、本来、使用者(雇用者)と労働者は対等な関係です。ところが実質的にはなかなか対等な関係ではられません。労働者が劣位に置かれがち

部分を保護するのが労働法の基本的な考え方です。

大企業では労務管理が行き届いていたり、相談窓口が設置されていたりしますが、中小企業ではそうした環境がなかなか整備されていないのか、企業規模別にみると、社員数10人未満の企業で働く人からの相談が22.2%と最も多く、全体では100人未満の企業で働く人からの相談が全体の6割近くを占めています。

中小企業は社長が一代で会社を築いたというケースもあり、「自分の会社」という意識が強いため、いったん問題が起こると感情的にこじれやすくなるのかも知れません。私たちが相談者の申請を受けて調整に入る時は、相談者はもちろん、使用者の話も十分に聞き、双方とそれぞれに信頼関係を築いたうえで「法律的にどうなのか」を基本に話を進めていきます。

非正規雇用で働く人の権利擁護を

いわゆる非正規雇用の方からの相談が増えているのは重要な問題だととらえています。たとえば派遣社員の場合、派遣元の会社と交わした契約の条件が派遣先の都合で変えられたという事例があります。また、契約社員の時間外手当の未払いや、期間雇用を繰り返していたパート従業員の雇い止めなども目立ちます。非正規雇用の人がこうした問題に直面しても、勤務先に相談しにくいという現状もあります。この10月には、私たちも弁護士や社会保険労務士による相談や職員による夜間相談、「非正規雇用で働く人たちの実践セミナー」などを行ない、支援していきたいと考えています。

労働相談の内容は年々、多様化・複雑化しています。法律の整備はもちろんですが、働く側は誠実に働くとともに、自分の労働条件や働く上での法的な権利を把握しておく、雇う側は企業の責任として正規・非正規雇用に関わらず、社員の法的な権利を尊重し、お互いに信頼関係を築くことが必要だと思います。



さ さ ちから
佐々力さん

大阪府総合労働事務所
相談グループ総括主査

過労死、過労自殺の背景にある「人間性の否定」

群を抜いて高い自殺率

先進国と言われている日本では、1998年から9年連続で自殺者が3万人を超えています。10万人に対して何人自殺するかという「自殺率」でいえば、だいたい25人から27人の間です。欧米諸国に比べると約2倍です。1997年以前は欧米諸国と同じくらいでした。日本は先進国と呼ばれる国のなかで、自殺をする人が増え続け、今では群を抜いて多いということです。この数字の深刻さを受け止めなくてはならないと思います。

では、なぜ自殺者が増えたのでしょうか。増加が目立つのは、20歳代から50歳代までの男性です。特に40、50歳代が多いのですが、最近では20、30歳代の増加が目立っています。もともと自殺は、高齢の方が病気を苦にして、というケースが多かったのですが、現在の日本は、もっとも人生の充実した時期を迎えているはずの人たち、特に男性が次々と自殺をしていく。これが大きな特徴です。

過労死の背景には長時間労働がある

原因は大きく分けて2つあります。ひとつはリストラや失業で職を失い、将来に絶望してしまう。もうひとつは、リストラされないために無理を重ね、過労からうつ病になって自殺してしまう。

ある人は、解雇通告された日に独身寮で自殺しました。解雇を言い渡された直後に電車に飛び込んだ人もいます。短絡的なように見えるかもしれませんが、経済的な問題だけで自殺を選んだのではありません。必死でがんばってきたのに、一方的な解雇通告が許されるのかという憤激が背景にあることが多いのです。

また、過労の最大の原因は「長時間労働」です。総務省統計局の「労働力調査」を分析すると、500万人以上の労働者が年間3,000時間以上働いていると推計されます。時間も問題ですが、中身にも問題があります。高度経済成長期やバブル時代は、働けば働くほど儲けがありました。しかし今は大きな経済成長は見込めないにも関わらず、成果を求められ、長時間働かざるを得ない。過去

の成功体験を忘れられない管理職が「プラス思考でやれ」と精神論をふりかざしてプレッシャーをかけたりもします。その結果、追い詰められ、過労死や過労自殺にいたるのです。

個人のがんばりで避けられるものではない

「給料泥棒」「ガソリン代がもったいない」などのハラズメント(嫌がらせ、いじめ)も横行しています。相談を受けているなかで見えてくるのは、殺伐とした職場風景です。みんな協力しあって仕事をするという関係ではなく、一部の力のある者が部下に対していじめをする。給料が安く、身分が不安定な派遣社員や契約社員に、正社員よりも危険な仕事や長時間労働を押し付けるケースも珍しくありません。私はこうした状況を「人間性の否定」ととらえています。

過労死、過労自殺は個人のがんばりで避けられるものではありません。2006年10月に施行された自殺対策基本法第5条にある事業者の自殺予防の努力を企業がすることや、厚生労働省による職場改善の指導、さらに失業者に対する支援が不可欠です。それとともに、職場で大切にすることは何かを考えて、人間性を尊重しあいながら働き、ゆとりの時間も楽しむ。人が人として認められる尊敬される、本当の意味で豊かな国でありたいと切に思います。



かわひと ひろし
川人 博さん

弁護士

労働契約は法律行為です。しかし、それを運用するのは人です。労働形態が多様化する中では、労働に関する法律を守るとともに、人が人として認められ、大切にされるという職場関係、社会づくりこそが大切だと思います。

働く人の人権を考える



ふく はら ひろ ゆき
福原 宏幸さん
(大阪市立大学
大学院教授)

1. 「働くこと」の意味

「働き方の多様化」という言葉が盛んに使われている今日、労働のあり方は大きく変化しています。しかし、そもそも「働くこと」の意味は、きわめて普遍的で、私たちすべての人に共通したものです。はじめにこの点に触れておきたいと思います。

「働くこと」の第一の意味は、脱貧困であるということ。すなわち、稼ぎを得ることによって、他人や政府に依存することなく自由に選択できる消費行動をいとむことができる(経済的自立)とともに、人生における自己決定が容易になるということです。第二は、社会関係を取り結ぶ行為であるということ。仕事は具体的な職業・職種や所属を持つことであり、これによって社会における自らの地位を知ることができる(自己認知)。また、仕事を通じた社会とのかかわりによって、人々は社会的責任感や仕事のやりがいを感じる(生きる意欲)ようになり、社会に役に立つ存在として自分の価値を実感できる(社会的役割)。これら二つの結果として、第三に、自律した市民の形成という点をあげることができます。働くことは、脱貧困・経済的自立、社会との結びつき、自己認知、生きる意欲、社会的役割などを形成しますが、それらの総和として、社会の発展と人々の連帯に貢献しうる社会人としての自律性を獲得することにつながります。

すなわち、「働くこと」は、経済的な領域だけでなく、社会的な領域にまで広がった意味を含んでいます。言い換えれば、私たち個人や家族にとってだけでなく社会全体にとっても、労働はかけがえのない活動であるということです。しかし、このかけがえのない活動が、「働き方の多様化」のなかで脅かされてきているというのが現状です。

2. 「ディーセント・ワーク」という視点

このことと関連して、ILO(国際労働機関)は1990年代から「ディーセント・ワーク」を最重要目標として掲げ、

活動を続けています。「ディーセント・ワーク」は、「権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会的保護が供与される生産的な仕事」を意味します。ファン・ソマビアILO事務局長は、これを「子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30~35年ぐらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金などがもらえるような労働」(2000年、日本ILO協会50周年記念式典における記念講演)と表現しています。これらは、上に示した働くことの意味を実現するための労働のあり方あるいは「質」といったものについての提起であると思います。

ILOはまた、この実現に向け五つの戦略目標を掲げています。それは、①仕事の創出(持続可能な生計の機会)、②仕事における権利の保障、③社会保護の拡充(安全な職場環境、自由時間と休息、家族などへの配慮、所得の喪失・低下への補償)、④社会対話の推進と紛争解決、⑤ジェンダー平等です。

働く人の人権について考えるとき、これら五つの戦略目標がどの程度実現しているかが、尺度として役立つでしょう。

3. 働き方の変化と働く人の権利の現状

ところで、日本における働き方が、経済構造の転換とともに今日大きく変化しています。グローバル企業の世界レベルでの経営戦略の展開や金融危機に象徴されるように、世界経済がますます一体化を進めているとともに、世界的規模での経済競争が激化しています(グローバルイゼーション)。また、IT化と情報化は、一方で商品・サービス市場におけるニーズ変化を加速化し、他方でそれに適合したフレキシブルな(融通がきく)生産・サービス供給体制を構築してきました。さらに、それらの変化を強力に推進していく企業の価値基準が「コスト/ベネフィット」(費用対効果)へと収斂し、労働力管理の政策もそれに沿ったものとして大きく変化しています。

こうして90年代後半から、一方では、フレキシブルな生

産・サービス供給とコスト削減効果に対応できる非正規雇用者の活用がすすみました。他方、基幹的業務には少数精鋭の正規雇用者が投入され、彼らの労働密度が高まると同時に、労働時間が延長されました。

その結果、非正規雇用者は、生産・サービス供給の実態にあわせて企業が必要とするときに一時的に活用される人材として位置づけられました（とくに派遣労働や請負労働の拡大）。また、最低賃金の極端な低さ（欧米先進諸国では一般に標準賃金の40～50%であるのに対して日本は32%）や、派遣労働の規制緩和、雇用保険や社会保険加入の制限などの労働諸条件の低さが、企業のコスト削減に大きく寄与し、その結果ワーキング・プア（働く貧困層）と呼ばれる人々が増えています。また、正規雇用者においては、雇用の安定と引きかえに、サービス残業、過労死・過労自殺、パワーハラスメントなどの問題が拡大しています。

むすび

「ディーセント・ワーク」という視点に立つならば、このような労働の制度そのものが問われなければなりません。ましてや、その制度すらきちんと守られていないという問題も数多く存在し、これを告発していかなければなりません。

経済構造の変化にともなう非正規雇用者の増加を、「働く人たち自らの自由な選択」として肯定的に評価する「働き方の多様化」論は、これらの問題に目を向けようとしません。私たちは、この視点と一線を画しながら、あらためて働くことの意味を問い、「ディーセント・ワーク」の実現

という視点に立って、今日の日本の労働のあり様を変えていかなければならないでしょう。

働く人の人権の現状はこのように厳しいものがありますが、さらに「労働ビッグバン」によるいっそうの労働規制の緩和をめざす動きもあります。こうした動きに対しては、労働者の人権を擁護することが社会・経済の発展に寄与する、そういった新しい経済社会システムと雇用システムを創造することが求められています。たとえば、非正規雇用労働者の労働諸条件の底上げ、非正規雇用から正規雇用への移行を望む人々たちに対する訓練制度の充実などの支援制度などが必要でしょう。これらの政策は、労働者全体の労働生産性の引き上げに寄与するものであり、決して、経済社会の発展にとってマイナスとはなりません。

他方、現実には人権が脅かされている労働者に対しては、彼らの抱えている課題に対応できる体制を構築しなければなりません。すでに地方自治体労働担当部署や労働組合そして弁護士などによる労働相談が実施されていますが、これがもっとも基本的で重要な活動でしょう。それがさらに広まり、充実されることが望まれます。

また、先進的な地方自治体では、業務委託・民間委託先の企業で働く非正規雇用者の賃金や労働条件について、「公共サービスの入札・委託契約における新たなルール」づくりを通して、公正労働への取り組みがはじまっています。自治体自らが雇用における公正なルールを設けることによって、広く民間部門に対して規範を示す取り組みです。こうしたものがさらに広がることも望まれます。

用語解説

●派遣労働

派遣元の事業主との雇用関係の下に、派遣先で、派遣先などの者の指揮命令を受けて派遣先のための労働に従事する労働。「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（1986（昭和61）年7月施行）で、業務の範囲、派遣期間・就業条件の明示などが定められています。業務の範囲が専門的業務に限定されていましたが、次第に拡大されて、2000（平成12）年3月からは製造業にも拡大されました。

●ニート・フリーター

「ニート」とは、「Not in Education, Employment or Training (NEET)」という英国における造語であり、仕事に就いておらず、教育や職業訓練も受けていない若者を示します。「フリーター」とは、定職に就かないで、アルバイトをやりながら生活しようとする人のことで、フリーアルバイトの略。

●自殺対策基本法

自殺による死亡者数が高水準であることより、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきではなく、様々な社会的な要因があることを踏まえて、社会的な取組として実施するために定められた法律。国、地方公共団体、事業主、国民の責務をうたい、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺の事後対応などの基本的施策を定めることで、自殺の防止と、自殺者の親族等への支援を図ります（2006（平成18）年10月施行）。



やま だ みのる
山田 實さん

(特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構理事長)



釜ヶ崎から社会の矛盾と 差別の構造を追及する

22歳で釜ヶ崎へ

山田實さんは、釜ヶ崎で日雇い労働や野宿生活をする人たちの生活・労働環境の改善に取り組んできた。現在はNPO法人釜ヶ崎支援機構の理事長という肩書きをもち、取材や講演の依頼を受けることも多い。釜ヶ崎の労働者・野宿者支援の「顔」とも言うべき存在だが、初めて釜ヶ崎へ足を踏み入れた時は22歳の若さだった。「学生運動をやったから公安に睨まれてね。アウトローの世界で生きるしかないと思ってたところに、釜ヶ崎で活動している友人から応援を頼まれたのがきっかけです」。

排除された人が差別しあう「構造」

ほんの手伝いのつもりで釜ヶ崎に入って驚いた。「当時の釜ヶ崎は、暴力的な手配師と労働者とのぶつかり合いが日常茶飯事でした。仕事をさせても給料を払わない、契約の満期前になると嫌がらせをして追い払うといったことがまかり通ってたんです」。「日雇い労働者は法律の枠外におかれ、市民的権利など認められていなかった。野宿生活者ともなれば、1980年代までマスコミでも公然と“浮浪者”といわれていました」。どこも当てにならないと感じた山田さんは、自ら山奥の飯場を1週間かけて探し出して未払いの給料を払わせるなど、労働者からの相談に1件1件対応していった。そのなかで、日雇い労働を取り巻く「差別の構造」が見えてきた。

日々雇われ、日々解雇される労働者たち。けがや病気と隣り合わせでありながら何の保障もなく、体を

壊せばたちまち路頭に迷うことになる。また、暴力的な親方や手配師もまたさまざま暴力や差別を受けてきた存在だった。「弱い立場にいた彼ら自身も、暴力で人を思い通りにすることを教えられたんですよ」。狭い釜ヶ崎で、社会から排除された人たちが生き延びるために、互いを差別しあい、暴力で支配関係を築いていた。

「野宿者を生み出さない」という視点の施策を

「日雇い労働をめぐる構造を変えなければ何も解決しない」と、1980年、釜ヶ崎日雇労働組合委員長に就任。1993年から「釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会」（釜ヶ崎反失業連絡会）共同代表を務め、1999年に前述のNPOを設立した。2002年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、野宿者問題が社会や人権の問題であるという認識が広まった。

現在の釜ヶ崎は、暴力的な手配師は影をひそめ、高齢化が進む。以前より平穏ではあるが、課題はまだまだ残されている。「当事者にとっても、予算的な面でも、福祉や医療で野宿者を保護するというだけでなく、働ける人に仕事を保障するなど“野宿者を生み出さない”という予防的な視点の施策が必要です」。「目の前で死んでいく人を見ると、取り組まずにおれないんです。」そろそろノンビリしたいと笑う山田さんだが、当分は東奔西走の日々が続きそうだ。

NPO・草の根活動**交野市ボランティアグループ連絡会
手話「さつき」**

手話「さつき」の目的は、聴覚障がい者の方々と交流をしながら手話の技術向上、手話の普及に努力することです。

いつでも、どこでも、みんなとお話ができるようにメンバー一丸となってがんばっています。

活動としては、毎週金曜日の例会。日々の生活の中で遭遇したり発見したりする楽しい情報やお得な情報、おいしい情報や時には犯罪に関する情報など身近なことを手話を使って情報交換しています。施設見学や体験学習も行っています。昨年は消防署の施設見学の後、AED(自動対外式除細動器)の使い方と心肺蘇生法を共に学びました。また他市の手話サークルとも一緒に学習したり交流を深めたりしています。

親睦を図るための活動として、料理教室、ハイキング、クリスマス会などの行事を実施しています。クリスマス会では、昔話の手話劇が恒例となっていて、会員の個性に合わせて登場人物を創作してシナリオを書いています。演じている者、見ている者、みんな楽しみながら交流をしています。

交野市聴力障害者協会と市内にある手話サークルの皆さんと一緒に「ろう高齢者入所施設」「ろう重複障害者の通所施設」の施設建設募金に協力しています。「さつき」では手作りのバザーの出店、街頭募金活動をしています。

他には、交野市ボランティアグループ連絡会の行事にも参加しています。ボランティアまつりなどは、紙芝居、朗読劇、会長の挨拶などの手話通訳をしています。

今年で22年目になり、現在の会員数は76名です。設立当時はおひとりだった聴覚障がい者の方も16名になりました。

昨年、大阪府草の根人権活動奨励賞をいただきました。この賞に恥じないように、これからも会員相互の親睦を図り、「聞こえないこととは」の理解を深めるためにボランティア活動をがんばっていきたいと思います。

**ジェネシスオブ
エンターテイメント**

私たちジェネシスオブエンターテイメントは、「人にとっての娯楽とは?」をテーマにスポーツ・文化活動を通じて、障害のある人とない人との相互理解を深め合い、障害のある人の生活空間の拡充を図ることで、障害のある人とない人との「共通の生きがい」を創造していくことを目的に活動を行っている市民団体です。

活動内容は、障害のある人とない人で踊る車いすダンスの普及を軸に、障害のある人とない人のこれからの社会での関係を提案する講師派遣などを行っています。

車いすダンス活動は、現在20代を中心に多様な世代が参加する車いすダンス教室と、社会人や学生を対象とした講座を年間約100日開催し、1年に1回車いすダンス自主発表会を開催しています。

講師派遣活動は、大阪府内の地域へ、人権をテーマにした講演講座と車いすダンス出演で、行政・企業・教育機関等への派遣を行っています。

現在は特に教育機関において、単発的な講師派遣だけではなく、障害のある人の社会的な課題から、障害のある人とない人がどうすれば現在の立場から、より良く一緒に生きていくことができるのかを考えるワークショップなども提案しています。

また、車いすダンスを障害のある人とない人の表現活動として捉えて、新たな障害のある人たちの芸術分野での就労もめざしています。

想いのある仲間たちと一緒に1997年に始めたこの活動も、今年9月で10年になりました。その間、読売光と愛の事業団第19回福祉活動奨励賞と、2006年度大阪府草の根人権活動奨励賞をいただくことができ、仲間から車いすダンス全日本チャンピオンも誕生しました。

その一方で、私たちは車いすダンスという文化活動に、社会課題の現実を変えるどんな可能性があるのかを問い続け、これからも活動していきたくと思っています。皆さまのご参加とご協力をお願いいたします。

連絡先:大阪府ボランティア・市民活動センター
TEL.06-6762-9631 FAX.06-6762-9679
ホームページ:<http://www.genesis-art.com>
メール:tsuboken@genesis-art.com(坪田建一)

人権相談の現場から

労働に関する人権相談 〔就職希望の会社が個人的なことを調査した事例〕

相談 先日、A社に就職を希望して履歴書を提出したところ、A社は、以前勤めていた会社に個人的なことを調査した上に、離婚していることまでも調べていた。

知人に相談したところ、上記のような調査をしたことは行き過ぎではないか。また、能力と関係ないことまで調べるのは人権侵害の可能性があるとわれ、電話をかけてこられた。



対応 職業安定所に確認したところ、職業安定法第5条の4（求職者等の個人情報の取り扱い）で、求職者等の個人情報について「その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲

内でこれを保管し、及び使用しなければならない。」と定められている。また、これについての厚生労働大臣指針（求職者の個人情報の取り扱いについて）では、①人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、②思想及び信条、③労働組合への加入状況、といった個人情報を収集してはならないこととなっている。

このケースでは、A社が離婚していることなど、個人情報の収集について、業務の目的の達成に必要な範囲を超えた調査をしていることから、関係機関からA社への適切な指導が必要であると考えられる。

相談者は、A社に対する不信感を強め、就職を断ったとのことであったが、弁護士による法律相談や労働相談などの専門の相談機関を紹介した。

相談窓口

- ・大阪労働局総合労働相談コーナー
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
TEL 06-6949-6050
- ・大阪府総合労働事務所
平日（月～金）9:00～17:45
大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階
TEL 06-6946-2605
FAX 06-6946-2635
- ・大阪府総合労働事務所（北大阪センター）
平日（月～金）9:00～17:45
豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル6階
TEL 06-6872-3030
FAX 06-6872-3033

- ・大阪府総合労働事務所（南大阪センター）
平日（月～金）9:00～17:45
堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館5階
TEL 072-258-6533
FAX 072-258-7133
- ・大阪府商工労働部雇用推進室
大阪市中央区大手前通1-2-12 NBF谷町ビル
TEL 06-6941-0351（代表）
FAX 06-6944-6758

2007年度 プレ国際人権大学院大学講座 『インターネットと人権』コース

今や生活には不可欠なインターネット、即時性・匿名性などの特徴から、人権侵害のツールとなることもあります。そんなインターネットの問題点を知り、活用にあたり必要な能力・知識などを学びます。

- 日時** 2007年11月8日～1月31日までの間の全10回
18:30～20:30
- 会場** 大阪市立総合生涯学習センター（大阪駅前第2ビル5階）
- 定員** 35人程度
- 受講料** 全講一括受講 8,000円
各講個別受講 1,000円（1回あたり）
- 講師** 情報セキュリティ大学院大学 副学長 林 紘一郎さんほか9人
- 締切** 11月5日（必着）
- 申込** 氏名・住所・電話番号・FAX番号・受講動機を明記の上、下記のいずれかの方法でお申し込みください。
①〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議まではかきにて郵送
②info@ihri.jpまでE-mailにて申込
③大阪市立総合生涯学習センターまでFAX.06-6345-5019にて申込
- 問合せ** FAX. 06-6202-7076か、E-mail info@ihri.jpまで

シリーズ

人権尊重スキルを磨く
「会議のファシリテーション講座」②



みんなの意見が 生かされる会議の作り方!

ちよんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

大分県人権・同和対策課のチャレンジ

飛行機は大の苦手なのに、私が会議の進行役として向かう先は大分県の「人権啓発リーダーネットワーク会議」です。大分県では県民の人権意識の向上を目的に、視聴覚教材のビデオを作成しています。

せっかく作るのだから、有効活用したい。そのためには、どうすれば良いのか。いろいろと考えた人権・同和対策課のみなさんは、脚本作成のプロセスに、「できあがったビデオ」を活用する市町村の職員や県が養成する人権ファシリテーターの意見を取り入れることにしました。

日頃から人権課題に取り組み、研修を企画、実施する立場にある人たちの意見が、より具体的なニーズに合った活用しやすい教材を作成すると考えたのです。また会議を通じて、県・市町村の職員と人権ファシリテーターの間につながりを生み出すこともできます。

2006(平成18)年度は職員10人と人権ファシリテーター7人が4回にわたって会議を持ちました。私はファシリテーションを効かせながら、この会議を進行します。

会議を生産的にするための工夫

ところで、私の勘違いかも知れませんが、よくある会議はこんな感じです。部屋には口の字型に机が配置され、前の人との距離は2メートル以上。豊富な経験と強い思いを持つ人に発言が偏りがちで、全員が発言することはあんまりない。また発言しても、意見が噛みあわないまま、言いつばなしになったり、事務局が持ち帰るだけ。時には、責任追及論が浮上して、場が凍りつき、その対応にのみ追われることもあります。

貴重な時間を費やしているのに、これではもったいない。参加者一人ひとりが日頃から感じていることを気軽に出し、生かしあいながら、合意形成ができる、具体案を生産できる会議にしたい。ファシリテーターの私は、そのためにいくつかの工夫を凝らします。

その1 良好なコミュニケーションと好意的関心の態度を育む

会議参加者の中に、お互いの意見を聴きあう態度を醸成します。私たちの中には、たくさんの宝のような意見が詰まっています。例えば「わからない」という意見も、問題を焦点化させ、共通理解を図るために大切な役割を持ちます。お互いの意見を聴きあい、学びあえる関係づくりを進めるために、会議前には、コミュニケーショントレーニングやアイスブレイクをしておくことがお勧めです。

その2 ゴールを文字で共有してから会議を始める

あたりまえすぎて案外忘れられています、この会議は何のためにあるのか。私たちの議論は、何に貢献するのかを、会議冒頭に文字で共有してから始めることが肝心です。ホワイトボードに書いておけば、議論が紛糾した時も、立ち返ることができます。立場

が異なり、利害が対立する人どうしでも、共通のゴールがあるから、会議で共に歩むことができるのです。

その3 会場デザインを工夫する

日本の会議は口の字型でなければならぬ。そんな法律があるわけでもないのに、日本の会議は驚くほど口の字型です。これでは好意的な関心の態度で生産的な議論をするのは難しい。会場デザインを工夫しましょう。会議には必ずホワイトボードを持ち込みます。ファシリテーターは、参加者の声をホワイトボードに視覚化、蓄積しながら会議を進めます。参加者はホワイトボードを見ながら参加します。具体的な方法は、次号で説明します。

その4 記憶に頼らず、記録を共有する

1ヶ月前の夕食を思い出せないように、1ヶ月前の会議内容は忘れます。せっかくの議論も時間の経過と共に忘れられては積み重なりません。また人によって印象は様々ですから、記憶に頼ると誤解も発生します。やめましょう。ホワイトボードを活用した会議なら、会議終了後にパチリとカメラで写せば、議論は一目瞭然。これを素材に記録を作成し、参加者で共有。議論を積み重ねます。

協働を支える議論は情報共有から

ちょっとした工夫をするだけでも、議論は驚くほど生産的になります。大分県の会議では全4回を通じて、職員と人権ファシリテーターがゴールを常に共有しながら、多くの意見を出し合いました。

「人権ファシリテーターの方々は、NPOや団体で活躍されていて、目的も意見もとても明確。一方で行政は、公平性や公共性に考慮してバランス良くいかなければならない。会議では、双方がエピソードを交えながら、互いの良さを出しあって建設的な意見が出されています」(啓発班主幹・松下清高さん)「ファシリテーションが効いた会議は、常に何を議論しているのかが参加者に見えています。職員、人権ファシリテーターの経験が反映された議論になっていると思います」(啓発班副主幹・河野洋子さん)。

ところが、せっかく生産的な議論ができたのに、昨年度は、ビデオの制作会社に議論の内容を伝え、共有する作業がかなり難航し、大変な苦勞が伴ってしまいました。というわけで、2007(平成19)年度の会議には、制作会社のディレクターも加わって、職員と人権ファシリテーターと協働で、新しいビデオ製作に向けた議論を進行中です。会議に誰が参加するのか、キャストを工夫することも、とても大切なのです。

参考文献:「人やまちが元気になるファシリテーター入門講座～17日で学ぶスキルとマインド」(著者:ちよんせいこ/発行:解放出版社)

あなたの会社の人権研修をサポート おおさか社内人権研修サポートセンター（大阪企業人権協議会）

こんな困ったことがあれば…

会社内の人権研修って、どんなことからするの？
どんなテーマからすればいいの？
人権研修をする時間や場所がないんですけど…
誰か、よい講師はいないかな？

あなたの会社の実情に応じて、総合アドバイザーが、
かかりつけで「じっくり相談」

人権研修に関する総合アドバイザーが、あなたの会社の
人権研修の取組みにじっくりと相談に応じます。

《総合アドバイザーがこんなメニューを用意してサポートします》

【様々な研修会の開催】

- 公正採用選考人権啓発推進員研修の実施（大阪府委託事業）
- 人権研修リーダー養成講座や啓発講演会の開催等

【講師の提供】

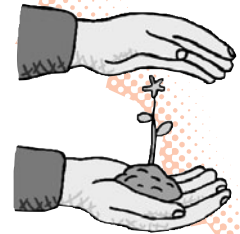
- 講師の手配には⇒サポートセンター登録講師の派遣／専門講師の情報提供

【啓発ビデオの提供】

- 啓発ビデオを使って⇒人権啓発ビデオの無料貸出し

大阪府では企業内の人権啓発がより広く行われるよう、
「おおさか社内人権研修サポートセンター」をバックアップしています。

〈お問合せ先〉おおさか社内人権研修サポートセンター 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階
TEL 06-6947-0022 FAX 06-6947-0112 ホームページ：<http://www.kigyo-jinkenkyo.jp/>



人権啓発ビデオ「差別意識の解消に向けて」のご案内

宅地建物取引に関して、物件が「同和地区にあるかどうか」を問い合わせたり、「同和地区と同じ校区にある」という情報を収集したり、他者に教えたりするなどの差別または差別を助長する行為が今日でも後を絶っていません。

同和地区とされてきた土地との関わりを避けようとする忌避意識は、いまでも根強く残り、しかも一般的には差別であるとの認識を持っていないのが現状です。

こうした人権問題を解決するためには、私たち一人ひとりがその問題点に気づき、自分の課題として捉え、人権を尊重し、差別を許さない態度や行動を身につけることが必要です。

このため、大阪人権問題映像啓発推進協議会（構成：大阪府、大阪府教育委員会、府内市町村、府内市町村教育委員会 事務局：大阪府市長会）では「差別意識の解消に向けて」という人権啓発ビデオを作成しました。このビデオは「人権のまちづくり：第1巻・府民向け」、「宅地建物取引における土地差別：第2巻・宅建業者向け」、「土地差別問題を考える：第3巻・行政職員向け」の3巻からなり、第1巻では2つの人権のまちづくりの現場を訪ね、まちづくりをとおして差別や偏見の解消に取り組む人々の思いを伝えています。第2巻では実際にあった宅地建物取引での差別事象をドラマで再現するとともに、宅地建物取引業のみなさんへのインタビューをとおして、宅地建物取引現場の生の声を紹介しています。第3巻では第2巻と同様の再現ドラマと住民や宅建業者からの問い合わせを受けた時の対応方法の一例を3パターン、ケーススタディとして紹介し、行政職員としてどのように対応すべきかを考えてもらう内容となっています。

これらのビデオ（DVDもあります。）は府人権室及び府内市町村人権担当課で貸し出しを行っていますので、ぜひご活用ください。

〈問合せ〉大阪府政策企画部人権室 人権教育・啓発グループ
TEL 06-6941-0351（内線2317） FAX 06-6944-6616



人権情報ガイド「ゆまにてなにわvol.21」を希望者に送付します

冊子の内容

一人ひとりに違い＝個性があり、かけがえのない存在として大切なこと（例えば、多様性、自尊感情、自己表現…など）や、いろいろな人権問題のこと（例えば、同和問題、女性の人権、障害者の人権、高齢者の人権…など）をわかりやすく解説しています。

体裁

A4版 34ページ

申込方法

希望冊数分の切手を同封し、郵便番号、住所、氏名を記入して申し込んでください。
（1冊の場合180円、2冊の場合210円、3～4冊の場合290円、5～8冊の場合340円）

申込先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府政策企画部人権室人権教育・啓発グループ
TEL 06-6941-0351（内線2309） FAX 06-6944-6616



お知らせ

2007年度人権週間記念行事「出会い 体験 感動」 おおさかヒューマンフェスタ2007 in とんだばやし&おおさかさやま

12月4日から10日の人権週間を記念して開催します。参加費は無料です。皆さんの多数の参加をお待ちしています。

富田林市

日時 12月2日(日) 10:00～17:00(予定)

会場 すばるホール(富田林市桜ヶ丘町2-8)
近鉄長野線「川西」駅下車、北西へ約500m

内容 アンサンブル・サビーナ コンサート
～ヨーロッパのクラシック音楽とその時代精神～
大阪府草の根人権活動表彰式
富田林市人権展 ～集まれ!市民活動団体～
ビデオ上映など

大阪狭山市

日時 12月9日(日) 10:00～16:30(予定)

会場 大阪狭山市立公民館(大阪狭山市今熊1-106)
南海高野線「金剛」駅から南海バスで「狭山西小学校前」、
大阪狭山市循環バスで「福祉センター前」バス停下車すぐ

内容 第1部 うどいの舞台、平田大一さん(演出家)演出の感動
体験ワークショップの発表
第2部 平田大一さんとアルベルト城間さん(歌手)のトーク
ショー、アルベルト城間さんのミニコンサートなど

問合せ (財)大阪府人権協会人権啓発部 TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985

「2007 城北・東人権フェスティバル」親子ふれあいミュージカル～いじめについて考えよう～
 ■日時/11月4日(日)午後2時～午後3時15分(午後1時30分開場) ■内容/人形劇「おとぼけキッスの友情事件簿」出演:劇団カバ座&歌のおねえさん ■場所/旭区民ホール 大ホール
 ■定員/700名(多数の場合抽選) ■申込み/往復はがき(1枚で1家族)より、10月5日(金)までに旭区役所へ

子どもの人権講演会
 ■日時/11月14日(水)午後7時～午後8時30分(午後6時30分開場) ■内容/講演:「親が変われば子どももかわる」講師:長田百合子さん(NPO法人「悩む親の意識改革を助ける会」理事長)
 ■場所/東成区民ホール ■定員/300名(申込不要) ■その他/手話通訳あり
 ■問合せ/(上記2事業とも)/旭区役所区民企画担当
 TEL:06-6957-9743 FAX:06-6952-3247

「生き方モデル講演会」
 ■日時/11月8日(木)午後6時30分～ ■内容/ダンスも人生もフリースタイル&車いすダンス披露 講師:奈佐誠司さん(プロ車いすダンサー) ■場所/大阪市立生江人権文化センター
 ■定員/200名(先着申込順) ■入場料/無料 ■申込み/来館、電話、FAXにより大阪市立生江人権文化センターへ

講演会「もし世界が100人の村だったら」
 ■日時/11月30日(金)午後7時～ ■内容/講師:池田香代子さん(作家・翻訳家)
 ■場所/大阪市立生江人権文化センター ■定員/200名(先着申込順) ■入場料/無料
 ■申込み/来館、電話、FAXにより大阪市立生江人権文化センターへ ■問合せ/(上記2事業とも)/大阪市立生江人権文化センター TEL:06-6925-5621 FAX:06-6925-1648

人権教育セミナー
 ■日時/10月11日(木)午後2時～午後4時 ■内容/ESDを通じ、人間の尊厳や多様性、共生とは何か、またひとつがつながることによって、将来の世代にどのようなまちを手渡していくことができるのかを考えます。講師:櫻井緑さん(財)よなこ国際交流協会 事業課長 ■場所/堺市総合社会館6階ホール ■定員/490名(事前申込不要) ■その他/手話通訳・要約筆記あり
 ■問合せ/堺市市民人権局人権部指導課
 TEL:072-228-7159 FAX:072-228-8070

2007年「第29回人権を守る市民のつどい」
 ■日時/12月4日(火)午後3時30分～午後4時15分 ■内容/第1部:式典「わたしからの人権メッセージ」表彰・作品発表 インターコース堺 海外派遣団体活動報告 第2部:講演「盲導犬レースとともに 夢見る力を信じて」～お話とピアノの弾き語り～ 講師:前川裕美さん(作曲家・演奏家) ■場所/堺市民会館大ホール ■定員/1000名 ■入場料/無料 ■問合せ/堺市市民人権局人権部人権推進課 TEL:072-228-7420 FAX:072-228-8070

人権リーダー養成講座 第1回「新しい視点から同和問題を考える」
 ■日時/10月25日(木)午前10時15分～午前11時45分 ■内容/講師:石元清英さん(関西大学教授)

第2回「団塊女性のライフキャリアを考える」
 ■日時/11月1日(木)午前10時15分～午前11時45分
 ■内容/講師:河村潤子さん(キャリアコンサルタント)

第3回「その人らしく地域で暮らす」～高齢者の人権～」
 ■日時/11月7日(水)午前10時15分～午前11時45分
 ■内容/講師:柴尾慶次さん(特別養護老人ホームフィオーレ南海 施設長)

第4回「犯罪被害者の人権」～被害者が求めてきた権利とは何か～
 ■日時/11月14日(水)午後3時30分～午後3時 ■内容/講師:林良平さん(全国犯罪被害者の会(あすの会)幹事) ■場所/いずれも池田市役所7階大会議室 ■問合せ/池田市子育て・人権部人権推進課 TEL:072-754-6232 FAX:072-752-9785

2007フェスタ・ヒューマンライツ
 ■日時/12月2日(日)午前9時30分～午後3時 ■内容/子ども向けアニメ映画の上映、舞台発表、参加グループの活動紹介展示、親子体験コーナー、Jバー、食べ物コーナーなど
 ■場所/高槻市立富田ふれあい文化センター 高槻市立富田青少年交流センター 知的障害者通所授産施設「サニースポーツ」
 ■入場料/無料※車でのご来場はご遠慮ください。 ■問合せ/2007フェスタ・ヒューマンライツ実行委員会(高槻市立富田ふれあい文化センター内)
 TEL:072-694-5451 FAX:072-694-5453

人権週間記念行事「人権を考える市民のつどい」
 ■日時/12月8日(土)午後1時～午後4時(午後12時30分開場) ■内容/ひとり芝居「学校へ行きたいねん」～ただ、愛してほしただけ～出演:小林育栄さん(俳優) ■場所/高槻市立生涯学習センター2階多目的ホール ■定員/300名(申込不要) ■入場料/無料
 ■その他/人権啓発作品入選発表表彰式 手話通訳あり ■問合せ/高槻市市民協働部人権室
 TEL:072-674-7458 FAX:072-674-7577

2007かやのお主人権まつり「であい・つながり・げんきになる“かやの”」
 ■日時/10月20日(土)午前10時～午後3時 ■内容/国際通り(フリーマーケット)・ステージ発表・部落産展 北芝食堂・各種相談会 健康体操 おたのしみ抽選会等
部落問題学習 ホルモン奉行が語る「まだ 部落問題!」
 ■日時/10月30日(火)午後6時～午後8時 ■内容/講演:部落と部落外との豊かな関係づくりをいかに進めていくか、そのために隣保館がなすべきことを考えます。講師:角岡伸彦さん(フリーライター) ■定員/150名(事前申込必要) ■参加費/無料 ■場所/(上記2事業とも)/箕面市立萱野中央人権文化センター(さいとびあ21) ■問合せ/(上記2事業とも)/箕面市立萱野中央人権文化センター(さいとびあ21) TEL:072-722-7400 FAX:072-724-9698

みのお市民人権フォーラム22nd
 ■日時/12月1日(土)午後1時～ ■内容/「かたる・けんぼう」講師:野中広務さん(元内閣官房長官) ■場所/グリーンホール(箕面市民会館) ■定員/800名(事前申込必要)
 ■参加協力費/1,000円(18歳以下は無料) ■問合せ/みのお市民人権フォーラム22nd実行委員会 事務局 TEL:072-722-5838 FAX:072-722-8042

ひゅーまんフェスタ2007
 ■日時/11月16日(金)～17日(土)午前10時～(未定) (17日は午後4時まで)
 ■内容/第30回みんなのしあわせを築く八尾市民会集 民族文化フェスティバル「第26回ウリカラゲモイム」人権啓発セミナー展示のコーナー・まなびのコーナー・遊びと交流のコーナー等 ■場所/八尾市文化会館(ブリスホール) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳・一時保育(有料500円)あり

第30回みんなのしあわせを築く八尾市民会集
 ■日時/11月16日(金)午後2時～ ■内容/ひとり芝居「地面の底が抜けたんです～あるハンセン病女性の不屈の生涯～」出演:結純子さん(俳優) ■場所/八尾市文化会館(ブリスホール) 地下2階小ホール ■定員/390名(事前申込不要) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳・一時保育(有料500円)あり ■問合せ/(上記2事業とも)/八尾市人権文化人権国際課
 TEL:072-924-9863 FAX:072-924-9175

「さらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い」
 ■日時/12月9日(日)午後3時30分～午後6時30分 ■内容/第1部 ウクライナの民族音楽コンサート 歌と演奏:ナターシャ・グジーさん 題目:ウクライナ民謡「キエフの鳥の歌」ほか「日本の歌」いつも何処でも!ほか 第2部 基調講演「軛んだら起きればいい」講師:廣中邦充さん ■場所/LICはびきのホール ■入場料/無料 ■その他/手話通訳・一時保育(要予約)あり ■問合せ/羽曳野市市民人権部人権推進課 TEL:072-958-1111 FAX:072-958-8061

市民人権ツアール
 ■日時/11月17日(土) ■内容/施設見学など ■場所/立命館大学国際平和ミュージアム、高麗美術館、上賀茂神社 ■参加費/2,000円(但し、入館料・昼食代)

人権週間・平和と人権のつどい
 ■日時/12月1日(土) ■内容/ナターシャ&カーチャ・グジーの公演とチェルノブイリパネル展
 ■場所/東大阪市立男女共同参画センター・イコーラムホール ■定員/240名 ■入場料/無料

平和と人権展・識字展
 ■日時/12月7日(金)～9日(日) ■内容/市内小中学校児童生徒作品等展示・識字学級生展等作品展示 ■場所/児童文化スポーツセンター ドリーム21 ■入場料/無料

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
 ■日時/12月11日(火)～13日(木) ■内容/パネル展示(予定) ■場所/未定
 ■入場料/無料 ■問合せ/(上記4事業とも) 東大阪市人権文化人権室人権啓発課
 TEL:06-4309-3156 FAX:06-4309-3823

人権週間記念講演会
 ■日時/12月1日(土)午後1時30分～午後3時30分 ■内容/「個性を認め合える、心豊かな社会をめざして」講師:藤井理明さん(鳥取大学大学院教授 医学博士) ■場所/大阪繊維リソースセンター3階西研修室 ■定員/100名(事前申込不要) ■入場料/無料 ■その他/一時保育あり(事前予約必要) ■問合せ/泉大津市市民産業部人権啓発課
 TEL:0725-33-1131 FAX:0725-33-1270

人権を考える市民の集い
 ■日時/11月30日(金)午後1時30分～午後3時(午後1時開場) ■内容/講演「部落問題のこれから」講師:角岡伸彦さん(ノンフィクションライター) ■場所/高石市役所 別館3階多目的ホール ■定員/100名(事前申込不要) ■その他/手話通訳あり ■問合せ/高石市総務部人権推進課
 TEL:072-265-1001 FAX:072-263-6116

人ごととふれあいのつどい
 ■日時/12月9日(日)午後2時～午後4時(午後1時30分開場) ■内容/被爆ピアノコンサート～平和へのメッセージ～ 出演:矢川光則さんほか 被爆ピアノの解説や説明、詩の朗読、ピアノ演奏、飛び入り演奏など ■場所/熊取町民会館ホール ■定員/300名 ■入場料/無料
 ■その他/手話通訳・一時保育あり(事前申込必要) ■問合せ/熊取町政策推進部人権推進課
 TEL:072-452-1001 FAX:072-452-7103

第18回

豊中市岡町

にんげんに会おう

～原爆詩人 峠三吉顕彰詩碑～



人権のかおりを求めて

ちちをかえせ ははをかえせ
としよをかえせ こどもをかえせ
わたしをかえせ わたしにつながる にんげんをかえせ
にんげんの にんげんのよのあるかぎり
くずれぬへいわを へいわをかえせ

峠三吉の『原爆詩集』の序の詩である。豊中市立岡町図書館に行くと、この詩碑に出会える。これは戦後50年の1995(平成7)年に、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り継ごうと豊中市がつくった。

峠三吉は、1917(大正6)年に父の勤務地であった現在の豊中市岡町南1丁目に生まれたのだ。その後家族とともに広島に引越して、1945(昭和20)年8月6日に被爆したのである。

朝鮮戦争が始まった1950(昭和25)年、再び原子爆弾が使われるかもしれない状況の中、峠三吉は「敢て出版しなければならぬ追つめられた時代であることを知れば、さらに時間をかけて他日の完璧を期することは許されない」(詩集あとがき)との決意で、翌年に自費出版した。その決意が、繰り返して「かえせ、かえせ」と、原爆の恐ろしさと戦争への怒りをぶつけ、人間の命の尊さと平和への祈りをつきつけているように思える。



この岡町あたりは、歴史と文化、平和と人権に出会えるまち。阪急岡町駅の西には、伝統芸能館があり、古典芸能から落語、漫才、紙芝居など大衆芸能に出会える。その横には、小石塚古墳と大石塚古墳が並ぶ。駅の東には、大塚古墳、御獅子塚(おしづか)古墳、南天塚(みなみてんびんづか)古墳がある。これらは桜塚古墳群と呼ばれ、4世紀末から5世紀末につくられたものらしい。かつては36もの古墳があったとの記録があり、鉄製品などが多量に出土するなど、古代の繁栄をうかがわせる。ビルや住宅が並ぶ中であって、古代とつながる森としてたたずんでいる。

この岡町あたりは、歴史と文化、平和と人権に出会えるまち。阪急岡町駅の西には、伝統芸能館があり、古典芸能から落語、漫才、紙芝居など大衆芸能に出会える。その横には、小石塚古墳と大石塚古墳が並ぶ。駅の東には、大塚古墳、御獅子塚(おしづか)古墳、南天塚(みなみてんびんづか)古墳がある。これらは桜塚古墳群と呼ばれ、4世紀末から5世紀末につくられたものらしい。かつては36もの古墳があったとの記録があり、鉄製品などが多量に出土するなど、古代の繁栄をうかがわせる。ビルや住宅が並ぶ中であって、古代とつながる森としてたたずんでいる。



駅の東には岡町商店街。古くからの店舗も見られ、昔と今を同時に感じられる。商店街の横の大きな森は原田神社で、本殿は国の重要文化財になっている。その鳥居前から北に向かって歩くと、ところどころに古い家並が残る。ここは旧能勢街道。かつては大阪と池田や多田(川西市)、能勢を結ぶ街道で、能勢妙見への参詣道でもあったという。街道の中間あたりにあるこの岡町は、宿や店、芝居小屋などで大変にぎわったという。岡町商店街には、歴史をこえた街道のにぎわいがある。

人間の命の尊さや平和への祈りといった峠三吉の思いを引き継ぎながら、平和と人権を大切にしたい取り組みが、岡町図書館や伝統芸能館、豊中人権まちづくりセンターなどで開催される。歴史と文化、平和と人権をめぐるながら、「にんげん」に出会える、そんなまちがある。

きつと誰かが

寝屋川市小学五年(当時)

小泉 暁子

君は

誰かを愛せるか

もし君が

誰かを愛せなくても

きつと 誰かが

愛してくれるだろう

他人が君を

傷付けても

君を愛してくれる人が

手を差し出してくれる

君は

誰かを信じられるか

もし君が

誰かを信じられなくても

きつと 誰かが

信じてくれるだろう

他人が君に

濡れ衣を着せても

君を信じてくれる人が

君を信じ続けてくれる

君は

誰かを求められるか

もし君が

誰かを求められなくても

きつと 誰かが

求めてくれるだろう

他人が君を

求めなくても

君を求める人が

声をかけてくれる

君は

誰かに心を開けるか

もし君が

誰かに心を開けなくても

きつと 誰かが

心を開いてくれるだろう

他人が君に

心を閉ざしても

君に心を開いてくれる人が

すべてを明かしてくれる

そして 君は

自分に 自信が

持てるようになるだろう

すべての人が 君を

愛して

信じて

求めて

心を開いてくれるだろう

君だって

きつと 誰かの

宝物

2006年度人権啓発詩・読書感想文募集事業

(大阪府・大阪府教育委員会 愛ネット大阪 (財)大阪府人権協会)の入選作品より

2007(平成19)年9月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は39円です。

発行/大阪府政策企画部人権室

編集/財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。